

【平成 29 年 7 月 13 日 農業資材審議会農薬分科会（第 17 回）資料】

## 農薬取締行政の改革について

# 資料 6

### 1. 背景と目的

効果が高く安全な農薬を迅速に供給できるようにすることは、国民に対する安全な農産物の安定供給のために不可欠であるとともに、農業者の生産コストの引下げや農産物の輸出促進、高い開発力を有する農薬メーカーの海外展開にも資するものである。

各国において農薬を使用された農産物が国際的に貿易されることから、先進諸国間では、農薬に係る制度の調和が進められており、農産物の輸出を促進するためには、我が国の制度を国際調和させることが不可欠である。

また、先般成立した農業競争力強化支援法においても、農薬に係る規制について、より安全な農薬の安定供給や農薬登録制度の国際調和を図るべく、最新の科学的知見を活かし、合理的なものに見直していくこととされている。

こうした背景を踏まえ、農薬の登録制度について、効果が高く安全な農薬の開発・供給を促進できるよう改善していくことが必要である。

科学的に安全であることを証明できた農薬だけ市場流通させる仕組みは、先進各国で共通であるが、我が国では、欧米では既に導入されている以下のような仕組みの導入が進んでいない。

- ① 農薬が人や環境に影響を及ぼす可能性（リスク）を事前に把握し、その問題の発生を未然に防ぐという「リスクアナリシス」の考え方で農薬の登録時の評価を行う。
- ② 農薬の登録後の科学の発展に伴い明らかになる新たな知見に対応して、農薬の安全性を定期的にその時点の最新の科学に照らして「再評価」する。

こうした点を改善し、我が国の農薬に係る規制の国際調和を図ることにより、効果が高く安全な農薬の供給が促進され、国民全体、農業者及び農薬メーカーの三者の安全や利益に繋げていく。

## 2. 改革のポイント

### (1) 「登録時」における農薬の品質及び安全を保証するための制度の充実

#### ①原体規格の導入

全ての農薬について、農薬の有効成分に関する規格（原体規格）を設定し、市販される農薬の品質及び安全性が、登録審査時の毒性試験に用いられた農薬と同等であることを担保する。

#### ②登録審査に係る評価方法や登録基準の改善

農薬が、食品を摂取する国民や農薬の使用者、環境中の動植物にとって安全かどうかをリスクに基づいて評価し、安全が確認できないものは登録しないという考え方にに基づき、評価方法及び登録基準を改善する。

- ・ 農薬使用者に対する安全性評価を充実（毒性のみを考慮した評価から、毒性と暴露を考慮したリスク評価に転換）
- ・ 生態影響を評価する対象を、水産動植物から、より広い範囲の動植物に拡大
- ・ 薬効・薬害に関する審査及びデータ要求を合理化

等

### (2) 「登録後」の科学の発展に対応するための再評価制度の導入

農薬の登録後も、最新の科学に照らして有効成分ごとに安全性を定期的に再評価する。国際的な再評価の実績等を考慮し、再評価は15年間隔で行う。

既に登録されている農薬については、毒性や使用量に基づいて優先度を付して、平成33年度以降、順次再評価する。

### (3) 評価に関する情報の透明性の向上

農薬の評価結果に関する情報を公開する。

また、農薬の登録審査において、農林水産省が自ら実施した評価の結果（農薬使用者等に対する安全性評価）について、農業資材審議会に意見聴取し、公開の場で審議する。

## 3. スケジュール

改革事項の内容に応じ、農薬取締法を含めた関連法令及び通知の改正を行った上で、施行までに一定の準備期間を経て、平成33年度を目途に再評価制度等を導入する予定。